自己点検表

各点検項目について確認した結果を「点検結果」の 口 に / チェックし、不適の場合はその事由等を記載してください。

事業所名()

トハ4日 「大海」の担合の東市

〇集団指導

施設等指導指針」)

点検項目	確認事項	点検	結果	「不適」の場合の事由
从快坝日	唯	適	不適	一及び改善方法、その し し し し し し し し し し し し
集団指導	本市が実施する集団指導に出席等していますか。 <過去2年の出席状況> 令和 年度・・・(出席・欠席) 令和 年度・・・(出席・欠席) <p>※「欠席」したことがある場合は、右側の「不適」の場合の事由等の欄に「欠席」した理由を記載してください。 >集団指導の内容は参加者が参加する意味のあるものとなるように、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等を中心としたカリキュラムとすることから、本市は集団指導への参加を重要であるものと考えています。 >集団指導を欠席した場合、当日の資料には掲載のない情報も含め貴重な伝達の機会が失われることから、欠席した事業所については、次回集団指導は、必ず出席してください。</p>			

〇(介護予防)訪問リハビリテーション (定義及び基本方針、人員、設備、運営の基準)

※根拠

※依拠 ▶介護保険法(以下「法」という。) ▶鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「条例」という。) ▶鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「予防条例」という。)

点検項目	確認事項	点検結果		不適」の場合の事由 及び改善方法、その				
及び根拠法令等	惟心争快	適	不適					
I 定義及び	I 定義及び基本方針							
1. 定義 法第8条第5項	「訪問リハビリテーション」とは、居宅要介護者(主治の医師がその治療令で定める基準に適合していると認めたものに限る。)について、その者の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法	の居っ	包にお	いて、その心身の機能				
	テーションをいう。							
法第8条の2第4項	法第8条の2第4項 「介護予防訪問リハビリテーション」とは、居宅要支援者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。)について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。							
2. 一般原則 条例第3条 予防条例第3条	(1)利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った サービスの提供に努めなければならない。							
	(2)事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の居宅(介護予防)サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。							

点検項目	確認事項	点検	結果	「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	惟祕事項	適	不適	及び改善方法、その 他
2. 一般原則 条例第3条 予防条例第3条	(3)利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。			
	(4)サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。			
	(5)申請者は、法人とする。			
3. 基本方針 条例第79条	指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。 >居宅サービス計画に位置づけられている目標や課題に沿ったサービスを行っているか。 >リハビリテーションの目標その達成の具体的内容を記載した訪問リハビリテーション計画を作成し、適切に行っているか。			
予防条例第78条	指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーションの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。			
Ⅱ 人員に関	する基準			
1. 従業者の員数	・ (1)事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっています			
条例第80条 予防条例第79条	か。			
	①医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1人以 上の数			
	②理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は1人以上			
	(2)(1)の①の医師は、常勤の医師を配置していますか。			
	(3) 指定訪問リハビリテーション事業所のみなし指定を受けた介護老人保健施設又は介護医療院においては、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院の医師の配置基準を満たすことをもって、訪問リハビリテーション事業所の医師の常勤配置に係る基準を満たしているものとみなすことができる。			
	(4)事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第79条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、(1)から(3)の基準を満たしているものとみなすことができる。			
Ⅲ 設備に関	 する基準			
1. 設備及び備品等 条例第81条 予防条例第80条	(1)事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、サービスの提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。 ➤業務に支障がないときは、他の事業と同一の事務室でも差し支えない。 区画が明確に特定されていれば足りる。			
ı		ı	ĺ	

点検項目	रक स्याक्त रह	点検	結果	「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その 他
1. 設備及び備品等 条例第81条 予防条例第80条	(2)事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第80条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (3)事業所には、サービスの提供に必要な設備、備品等が備えられていますか。特に、手指洗浄の設備等感染症予防に必要な設備等に配			
	慮していますか。 ➤他の事業所と同一敷地内にある場合であって、業務に支障がないときは、当該他の事業所に備えられた設備、備品等を使用することができる。 ➤必ずしも事業所が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。			
Ⅳ 運営に関				
1. 内容及び手続の 説明及び同意 条例第88条準用条 例第8条 予防条例第84条準 用予防条例第50条 の2	(1) あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して懇切丁寧に説明を行っていますか。 ▶ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項・運営規程の概要・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制・事故発生時の対応・苦情処理の体制 など			
	(2) 当該事業所からサービスの提供を受けることについて、利用申込者の同意を得ていますか。			
2. 提供拒否の禁止 条例第88条準用条 例第9条 予防条例第84条準 用予防条例第50条 の3	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。 →事例(有 ・ 無) >正当な理由の例 ①事業所の現員では利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が実施地域外の場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合			
3. サービス提供困難 時の対応 条例第88条準用条 例第10条 予防条例第84条準 用予防条例第50条 の4	自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 →事例(有・無) →居宅介護支援事業者へ連絡を行い、事前に近隣の事業所等の情報収集など、問題発生時に必要な措置を速やかに講じる準備をしているか。			
4. 受給資格等の確認 条例第88条準用条 例第11条 予防条例第84条準 用予防条例第50条 の5	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護サービスを提供するように努めていますか。 >診療録等に被保険者番号・要介護状態区分・有効期間等を記載していることが望ましい。 >認定審査会意見は、サービスの適切で有効な利用等に関し、被保険者が留意すべき事項。			

点検項目				「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その 他
5. 要介護・要支援認 定の申請に係る援助	(1)利用申込者が要介護認定又は要支援認定を受けていない場合 は、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。			
条例第88条準用条例第12条 列第12条 予防条例第84条準 用予防条例第50条	>要介護認定の申請日は、市の受理日とされ、緊急のサービス提供 の場合等は、十分に市と連携をとっているか。			
<i>Φ</i> 6	(2)利用者が要介護認定又は要支援認定を申請していない場合は、 利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。			
	▶通常、更新申請は、遅くとも有効期間の終了する30日前に居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行う。			
6. 心身の状況等の 把握 条例第88条準用条	サービスの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。			
例第13条 予防条例第84条準 用予防条例第50条 の7	>サービス担当者会議の開催状況、事業所の出席状況は適切か。また、会議が開催されていない場合は、それに代わる手法は適切なものか。			
7. 居宅介護支援事 業者等との連携	(1)事業者は、サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めていますか。			
条例第88条準用第6 8条 予防条例第68条	▶連携の手法としては、サービス担当者会議での情報提供等が考えられる。			
	(2)事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。			
	▶介護支援専門員からの専門的な意見を求められた場合の対応は適切か。▶サービス担当者会議に出席できない場合、居宅介護支援事業者から書面で照会(依頼)があれば、書面で応じることとなっている。			
8. 決定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用申込者又はその家族に対し、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するとともに、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。			
条例第88条準用条 例第15条 予防条例第84条準 用予防条例第50条 の9	➢居宅サービス計画が作成されていないと償還払いとなるが、利用者は全額利用料を払う必要があるので、現物給付ができるよう必要な援助を行うことを事業所にも求めている。			
9. 居宅サービス計画 に沿ったサービスの 提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。			
条例第88条準用条例第16条 予防条例第84条準用予防条例第50条 の10	▶居宅介護支援事業者からのサービス提供票の活用は適正に行われているか。▶訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。			
10. 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。			
条例第88条準用条 例第17条 予防条例第84条準 用予防条例第50条 の11	▶事業者からの変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合も含まれる。▶法定代理受領サービスとして提供するためには、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を利用者に行っているか。			

点検項目	確認事項	点検	結果	「不適」の場合の事由及び改善方法、その
及び根拠法令等	唯能争填	適	不適	及び改善方法、その 他
11. 身分を証する書類の携行 条例第88条準用条例第18条 予防条例第84条準用予防条例第50条	(1)理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ▶利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう定められたもの。			
0 12	(2)身分を証する書類には、事業所の名称、理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士の氏名の記載がありますか。 →身分証の様式は任意の様式となるが、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。			
12. サービスの提供 の記録 条例第88条準用条 例第19条 予防条例第84条準 用予防条例第50条 の13	(1)事業者は、サービスを提供した際は、当該指定訪問リハビリテーションの提供日及び内容、当該指定訪問リハビリテーションについて利用者に代わって支払いを受けるサービス費の額その他必要な事項を書面に記録していますか。 > 利用者や事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握するために行うものとなっているか。			
	(2)事業者は、サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 > 利用者が所持する書面(例えば、利用者に交付するサービス利用票)への記録が想定されるが、これに代わる記録票等でもよい。			
13. 利用料等の受領 条例第82条 予防条例第81条	(1)事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 ▶利用者負担額(介護保険負担割合証に定める割合の額)の支払いを受けているか。			
	(2)事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及びサービスに係る居宅介護サービス費用基準額と療養の給付のうち、指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 > 費用の全額(10割相当額)の支払いを受けているか。	0	0	
	(3)事業者は、(1)から(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けていますか。 >利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域で提供し、交通費を徴収する場合は、運営規程等に明示されているか。			
	(4)事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 →書面は、利用者にわかりやすく内容が適当か。また、同意文書に署名(記名押印)を受けているか。			
	(5)利用者に、領収証を交付していますか。 →領収証 (有 ・ 無) →領収証は利用者負担金受領の都度交付しているか。			

点検項目				「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その 他
13. 利用料等の受領 条例第82条 予防条例第81条	(6)領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額は個別の費用ごとに区分して記載していますか。 ▶領収証は、次の区分を明確にしているか。 ①介護給付費の利用者負担額、現に要した費用の額②その他の費用(交通費)(個別の費用ごとに区分) ③明細項目等は利用者にわかりやすいものか。			
	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 →事例:(有・無) >- (賃還払いの場合、市への保険給付の請求を容易に行えるようサービス提供証明書を交付しているか。 -> 様式は、基本的には介護給付費請求明細書と同じで記載不要の欄は網掛け等の処理が望ましい。			
15. 指定訪問リハビ リテーションの基本取 扱方針 条例第83条	(1)利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 →サービスは、利用者の心身の状態、生活環境を踏まえ、妥当適切に行い、生活の質の確保を図るよう主治の医師との密接な連携のもとに訪問リハビリテーション計画に沿って行うこと。			
	(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 ➤ 目標達成の度合いやその効果等の評価を行い、訪問リハビリテーション計画の修正を行い改善を図る等に努めなければならないものであること。			
15-2. 指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針	(1)利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 トサービスは、利用者の心身の状態、生活環境を踏まえ、妥当適切に行い、生活の質の確保を図るよう、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づく介護予防訪問リハビリテーション計画に沿って行うこと。			
	(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 ▶目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。			
	(3)利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。			
	(4)利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。			
	(5)サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。			
16. 指定訪問リハビ リテーションの具体的 取扱方針 条例第84条	(1)サービスの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。			

点検項目	7本271 亩 7石	点検	結果	「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その 他
16. 指定訪問リハビ リテーションの具体的 取扱方針 条例第84条	(2)サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 ▶ 利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容、提供目的、具体的方法、必要な環境整備、療養上守るべき点や必要な目標等につき利用者や家族に解りやすく指導・説明すること。また、利用者や家族の反応等記載されていることが望ましい。			
	(3)サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的 拘束等を行っていませんか。			
	(4)(3)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 >緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。			
	(5)常に利用者の病状、心身の状況、病歴、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供していますか。 ▶医学の進歩に沿った適切な技術で対応するよう、新技術の習得等の研鑚を定めたものであること。			
	(6)それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告していますか。 →医師への報告(有・無) >サービスを行った際には、速やかに、サービスを実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施したサービスの要点及び担当者の氏名を記録すること。			
	(7)事業者は、リハビリテーション会議(訪問リハビリテーション計画又は通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者により構成される会議をいう。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供していますか。 ※リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。			
16-2. 指定介護予 防訪問リハビリテー ションの具体的取扱 方針 予防条例第86条	(1)サービスの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。			

点検項目	確認事項	点検	結果	「不適」の場合の事由 及び改善方法、その
及び根拠法令等	惟祕争埃	適	不適	他
16-2. 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針	(2)医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、(1)に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成していますか。			
	(3)介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。			
	(4)医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たって、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。			
	(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握していますか。			
	(6) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付していますか。			
	(7)事業所が指定介護予防通所リハビリテーション事業所の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針(2)から(6)の基準を満たしているものとみなすことができる。		0	
	(8)サービスの提供に当たって、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。			
	(9)サービスの提供に当たって、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者 又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされ る事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。			
	(10)サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的 拘束等を行っていませんか。			
	(11)(10)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。			
	(12)サービスの提供に当たって、介護技術の進歩に対応し、適切な 介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。			
	(13)理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告していますか。			
	(14)医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、サービスの提供開始時から、介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を行っていますか。			

点検項目	確認事項	点検	結果	「不適」の場合の事由及び改善方法、その
及び根拠法令等	惟祕争與	適	不適	
16-2. 指定介護予 防訪問リハビリテー ションの具体的取扱 方針 予防条例第86条	(15)医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告していますか。			
PID未例第60末	(16)医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行っていますか。 ※(1)から(15)は、介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。			
17. 訪問リハビリテーション計画の作成 条例第85条	(1) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、指定訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成していますか。 >計画は、心身の状態、生活環境を踏まえ作成し、本人の希望、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安・時期等を記載しているか。また、計画目標、内容、実施状況、評価等を利用者や家族に理解しやすく説明しているか。			
	(リハビリテーションの実施手順) イ. 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員等が多職種協同で解決すべき課題の把握と評価を行い計画作成すること。 ロ. 必要に応じ介護支援専門員を通し、他の居宅サービス事業所の担当者との情報伝達や連携を図り、居宅サービス計画の変更の依頼を行うこと。 ハ. 利用者ごとの計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ計画を見直し、内容を利用者や家族に説明し同意を得ること。 ニ. 利用終了前に、終了前リハビリテーションカンファレンスを行い、利用予定事業所の居宅介護支援専門員、他の居宅サービス事業所の担当者等の参加を求めること。 ホ. 利用終了時は、サービス担当者会議等を通じて事業所の介護支援専門員や利用者の主治の医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行うこと。			
	(2)訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。			
	(3) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。			
	(4) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握していますか。			
	(5) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際は、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。			
	(6)事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、病歴、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第115条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、(1)から(5)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			

点検項目	7か531 市 1五	点検	結果	「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その 他
18. 利用者に関する 市への通知 条例第88条準用条 例第26条 予防条例第84条準 用予防条例第51条 の3	利用者が以下のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 ①正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。			
19. 管理者の責務 条例第88条準用条 例第55条 予防条例第84条準 用予防条例第53条	(1) 管理者は、事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 >他の業務を兼務する場合、管理すべき事業所数が過剰であると判断されるなど事業所の管理業務に支障はないか。			
	(2)管理者は、従業者にサービスの運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。			
20. 運営規程 条例第86条 予防条例第82条	以下の事項を運営規程に定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④指定(介護予防)訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦その他運営に関する重要事項			
21. 勤務体制の催保 等 条例第88条準用条 例第31条 予防条例第84条準 用予防条例第72条 の2	(1)利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制(日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等)を定めていますか。 >居宅サービス計画に基づく適切なサービスの提供のための勤務体制を定めているか。			
	(2)当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によってサービスを提供していますか。 →従業者は、雇用契約その他の契約により、管理者の指揮命令下にあるか。			
	(3)理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 ト事業所の外部で開催される研修については情報の取得、従業者への周知に努め、内部で開催する研修については、計画的に実施することが望ましい。			
	(4)適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。			

点検項目	7本至31 亩 7石			議果 「不適」の場合の事由 及び改善方法、その	
及び根拠法令等	確認事項	適	不適		
22. 業務継続計画の 策定等 条例第88条準用条 例第31条の2 予防条例第84条準 用予防条例第54条 の2の2	(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。				
	(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施していますか。				
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。				
23. 衛生管理等 条例第88条準用条 例第32条 予防条例第84条準 用予防条例第54条 の3	(1) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 ➢理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が感染源となることを予防し、また、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を感染の危険から守るための対策を講じているか。 例:携帯用の消毒液や使い捨ての手袋等を理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に持たせているなど。 ➢理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に、定期的な健診等を受診させているか。				
	(2)事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 >手指を洗浄するための設備や感染を予防するための備品等を備え、衛生的な管理が出来ているか。				
23. 衛生管理等 条例第88条準用条 例第32条 予防条例第84条準 用予防条例第54条 の3	(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ①当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以開催するとともに、その結果について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に周知徹底を図ること。 ②当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③当該事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。				
24. 掲示 条例第88条準用条 例第33条 予防条例第84条準 用予防条例第54条 の4	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。・掲示内容が実際のサービス内容と一致しているか。・重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。・原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。(令和7年4月1日から施行)				
25. 秘密保持等 条例第88条準用条 例第34条 予防条例第84条準 用予防条例第54条 の5	(1)従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。➤研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。				
	(2)当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 →従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの対策を講じているか。(誓約書や就業規則)				

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由
及び根拠法令等		適	不適	及び改善方法、その 他
25. 秘密保持等 条例第88条準用条 例第34条 予防条例第84条準 用予防条例第54条 の5	(3)サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ▶個人情報を用いる場合は、利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配布される範囲等)がされ、文書による同意を得ているか。			
26. 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 条例第88条準用条例第36条 予防条例第84条準用予防条例第54条の7	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。			
27. 苦情処理 条例第88条準用条 例第37条 予防条例第554条 の8	(1)提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。			
	(2)(1)の苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録していますか。			
	(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っていますか。			
	(4)提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出等に応じ、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例:(有 ・ 無)			
	(5) 市からの求めがあった場合には、(4) の改善の内容を市に報告していますか。 →事例:(有・無)			
	(6)提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例:(有・無)			
	(7)国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 →事例:(有・無)			

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由
及び根拠法令等		適	不適	及び改善方法、その 他
28. 地域との連携等 条例第88条準用条 例第38条 予防条例第84条準 用予防条例第54条 の9	(1)提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。 「市が実施する事業」 →介護相談員派遣事業、老人クラブ、婦人会、その他の非営利団体、住民の協力を得て行う事業が含まれる。			
	(2)事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。			
29. 事故発生時の対応 条例第88条準用条例第39条 予防条例第84条準用予防条例第54条 の10	(1)利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 →事故事例(有・無) (2)(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。また、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 →事故の記録(有・無) →有の場合、市への報告(有・無)			
	→従業者への周知(有・無) →周知の方法() (3)利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 →賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 →損害賠償保険への加入(有・無)			
30. 虐待の防止 条例第88条準用条 例第39条の2 予防条例第84条準 用予防条例第54条 の10の2	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的に開催するとともに、その結果について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に周知徹底を図ること。 ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。			
31. 会計の区分 条例第88条準用条 例第40条 予防条例第84条準 用予防条例第54条 の11	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。			

点検項目	-1	点検結果		「不適」の場合の事由			
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その 他			
32. 記録の整備 条例第87条 予防条例第88条	(1)従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 ➤ 医師は、理学療法士等に行った指示内容の要点を診療録に記入し、理学療法士等は、指示に基づき行った指導内容の要点、時間を記録しているか。 ➤ 医療保険の診療録に記載してもよいが、下線や枠で囲う等、他の記載と区分できるようしているか。						
	(2)利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ①(介護予防)訪問リハビリテーション計画②提供した具体的なサービスの内容等の記録③身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録④利用者に関する市への通知に係る記録⑤苦情の内容等の記録⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録						
33. 電磁的記録等 条例第276条 予防条例第266条	1 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定居宅(介護予防)サー供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例ので書面(被保険者証に関するものを除く。)で行うことが規定されているなれるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録によりできる。 2 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定居宅(介護予防)サー						
V 変更の届	供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。						
介護保険法第75条	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、事業を廃止し又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を市に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。) ③事業所の平面図 ④事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑤運営規程 ⑥利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 ⑦事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項						